

相 談 事 例

ID： 01-02-016

相談タイトル

工事請負契約前の設計費用について

Q：ご相談内容

地元の工務店に設計も含めて住宅建築工事を頼むことを前提に、設計作業の依頼をした。
5～6枚設計図（平面プラン）を描いてもらったが、納得がいく物ではなかったため、その工務店での設計・施工を断ったところ、設計費として10万円を支払えと言われている。
契約が成立したら設計費は50万円かかると言われていたが、契約前の段階では設計費がかかるとは言われていなかった。工務店側は設計費がかかる旨を話したと言っており、支払うまで請求書を送り続ける等、恫喝めいたことを言ってくる。支払う義務はあるのか。

A：回答

工務店側としては、設計作業についての手数料や実費に対し請求しているものと思われます。
複数の計画案が出されたという事ですので、相談者の方がそのことをどう評価するかの内容になると考えます。
設計費用がかかる旨の話については、言った言わないの話になってしまうので判断するのはこちらでは難しいものです。
書類としての契約の締結はない状況ですが、このような状況で、相談者の方に債務の不履行があるかの判断になりますので、恫喝めいたことを言うことも含め、法的な扱いについて弁護士等の法律相談を受けていただくのが良いと思います。